三瀦郡城三水崖支部協議會員重野金藏君は、地主大石雛吉の田を小作してゐたところ、地主の親戚に當る西山正吉なる者が家を建てるから重野の小作地と西山が小作してゐる大石所有の田とを交換して呉れ、重野さへ承諾して呉れると、地主大石に異存は勿論ないのだからと再三相談に來た。依つて重野は西山の懇望を容れて西山と三畝歩の田を交換した。然るに地主大石は重野に右交換地を作らせてはゐないから田を返せ、と迫つて來た西山も言を左右にして田を交換したのではなく、重野が自分に頼つて呉れた三畝歩の田の代りに、自分の小作地の參を讓して、それで話はすんでゐる等と勝手な熱を吹いて最初の約束を反古にしようとした。この間地主は實力を以て右の田を取上げようとしてゐるので、水崖支部協議會員は地主

及西山の不當を難じ地主の強制土地取上げに反對し、六月十九日小作地を守るために起ち上つた、然るに突如、檢事は重野金藏君及支部長松隈敏次郎君大石小作者を拘束し、越へて二十四日若松[illegible]四郎君以外十六名を拘束して小作人の要求を踏みにじつた。

小作調停條項不履行に因る土地取上反對闘爭について

小作調停法は地主が小作人に對抗し土地引渡を請求する場合、所定の訴訟印紙を貼つて裁判所に訴を提起し、相當の日時と費用を費して後漸く所定の目的を達してゐたものを、地主のために訴訟印紙を免れしめ、費用と日時とを短縮し、、、以下抹殺、、、、

然れども吾々は支部組織の情勢、或は爭議の關係に依りこの